

て、みなさんとの理解を深めていけるのではないかと思います。

せっかくですので、少し島根県を紹介させていただきます。島根県は東西に約 230km と長く、また、島根半島の北方 40~80km の海上には隠岐諸島を有しています。面積は約 6,700km² (全国 19 位)、人口は多いときは 90 万人以上だったのが平成 22 年の国勢調査では約 71 万 7 千人 (全国 46 位) にまで減少、65 歳以上の人口の割合は 29.1% (全国 2 位) です。中海・宍道湖、出雲大社、世界遺産の石見銀山をはじめ、魅力的な観光資源が県全域に散らばっていますが、過疎化や高齢化、さらには中心市街地の空洞化などが非常に進んでおり、地域公共交通やまちづくりを考えていく上で非常に難しい問題となっています。このようなこともあって、平成 14 年度と古い数字で恐縮ですが、旅客輸送における自動車の分担率は、全国約 75% に対し、島根県では約 98% ですが、この数字からすれば、私がいたころから、県もさまざまな支援や国などへの働きかけを精力的に行っていました。このポジションにきていろいろ話を伺った上で思い返せば、交通事業者の方々も相当歯をくいしばって採算性の向上、路線の維持に努めておられたんだと思います。

次に話はまったく変わりますが、テレビ東京系で 5 年前から半年おきぐらいに放送されている「ローカル路線バス乗り継ぎの旅」という番組を紹介します。この番組は、地方の路線バス (コミバスは OK、高速バスは NG) を乗り継いで 4 日間で目的地への到達を目指すという企画で、直近の昨年 12 月は四国一周、その前の回は島根県の出雲市駅から鹿児島県の枕崎駅までの設定。出演者が、運転手や営業所の方々に先のバス路線がどうなっているかなどを聞きながら進んでいきますが、路線バスを乗り継いで目的地へ到達することだけが目標であるため、バスの乗り継ぎ時間によっては有名な観光スポット、例えば前々回は秋芳洞 (山口県) で乗り継いでいながらまったく立ち寄らずに、逆によく知られた観光スポットがないところを長時間散策することがあります。観光地を案内する通常の旅番組ではありませんが、出演者の行動を通じて地域におけるバス交通の実情を垣間見ることができ、興味深くまた参考になることもあると思いますので、よろしければ一度ごらんください。

公共交通政策部あるいは交通計画課の業務内容や課題については、これまでの号で詳しく紹介されていることもあって、特に触れずに、自己紹介を兼ねて島根県の話、番組紹介を書いてきましたが、最後に一言、私どもの課は個別法に基づく権限や予算を持ち合わせていません。が、それゆえに自由な発想、動きができると思っています。繰り返しになりますが、現場の声を遠慮なく聞かせていただき、それを施策に反映させる一助となればと思います。よろしくお願いします。

* 上村 昇 (プロフィール)

東京都出身。1992 年建設省 (当時) 入省。島根県土木部土木総務課長、国土交通省水管理・国土保全局総務課企画官などを経て現職。

(2) 「地域公共交通のあり方を交通基本法とともに考えるシンポジウム」の開催について

本年 4 月 13 日 (金) に東京にて、地域における公共交通の維持に関する様々な取り組みについての具体的な事例紹介や、有識者によるパネルディスカッション等を通じて、幅広く地域の公共交通の確保維持に関する課題の共有を図るとともに、解決の方向性を探るため、シンポジウムを開催します。

1. 日時・場所

開催日：平成 24 年 4 月 13 日 (金)

14:00~ シンポジウム (無料)、18:30~ 懇親会 (有料)

会場：(独) 国立大学財務・経営センター 学術総合センター 一橋記念講堂

(東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 1 番 2 / 東京メトロ 東西線「竹橋」駅 1b 出口)

2. 主なプログラム

(1) 地域の取り組みの事例紹介

1) デマンド交通 (新潟県三条市)

國定 勇人 三条市長

西山 文基 日の丸観光タクシー（株） 取締役営業部長

2) 地方鉄道（福井県福井市、鯖江市、越前市）

安本 繁 福井市都市戦略部交通政策室 室長

村田 治夫 福井鉄道（株） 代表取締役社長

3) デマンド交通（茨城県日立市）

高橋 正朗 日立市 係長（地域公共交通マイスター）、

石川 諒一 NPO法人「助け合いなかさと」 代表

4) 離島航路（岡山県笠岡市）

撰 友則 笠岡市 企画政策課 主任主事

天野 雄二郎 三洋汽船（株） 代表取締役社長

(2) パネルディスカッション

(モデレーター)

水嶋 智 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長

(パネリスト)

秋池 玲子 ポストンコンサルティングGパートナー&マネージングディレクター

浅野 正一郎 情報・システム研究機構国立情報学研究所教授

家田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授

石川 諒一 NPO法人「助け合いなかさと」 代表

撰 友則 笠岡市 企画政策課 主任主事

西山 文基 日の丸観光タクシー（株） 取締役営業部長

村田 治夫 福井鉄道（株） 代表取締役社長

※詳細なプログラムにつきましては、下記サイトをご覧ください。

3. 参加申込方法

下記サイトより必要事項を記入の上、ご登録ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000033.html

多数のご参加よろしくお願い致します。

(3) 都市の低炭素化に関する法律案について

2月28日に、「都市の低炭素化に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。この法律案は、東日本大震災を契機としてエネルギー需給が変化し、国民のエネルギーや地球温暖化に関する意識が高揚していることなどを背景として、民間投資の促進を通じて、都市や交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場や地域経済の活性化を図ろうとするものです。

具体的には

①国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣が共同して都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を策定すること

②建築物単体の低炭素化を促進するため、低炭素建築物の認定制度を創設し、認定を受けた住宅に対する住宅ローン減税の最大減税額を上げるなどの税制特例措置や容積率の特例などにより支援を行うこと

③市町村が都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進するため、基本方針に基づいて、低炭素まちづくり計画を策定することができることとする

等の措置を講ずることとするほか、国や地方公共団体の責務規定など、都市の低炭素化を促進するための所要の規定を設けております。

特に、交通については、国内で排出されるCO₂の約2割が運輸部門によるものであり、都市の低炭素化を図るにあたっては、交通によるCO₂の排出量の削減は必要不可欠であることから、本法案においては、まちづくりの関係者と交通の関係者が連携して都市における交通によるCO₂の排出量を削減する枠組みを構築しております。

人流については、自動車の分担率が増加している一方、CO₂排出量の小さい公共交通機関の分担率は減少する傾向にあることから、公共交通機関の利用の促進を図るべく、以下の措置を講ずることとしております。

- ・市町村が作成する低炭素まちづくり計画に公共交通機関の利用の促進に関する事項を定めることができることとする。
- ・都市機能の集約化に関連して行われるバスや鉄軌道の路線新設等について、事業者が国土交通大臣の認定を受けた場合は、道路運送法等による許認可等があったものとみなすこととする。

物流については、少量多頻度輸送が進展しているなか、トラック積載効率は低下傾向にあることから、貨物の運送の合理化を図るべく、以下の措置を講ずることとしております。

- ・低炭素まちづくり計画に貨物の運送の合理化に関する事項を定めることができることとする。
- ・貨物の運送の共同化を図るための事業を実施するに際し、事業者が国土交通大臣の認定を受けた場合は、貨物利用運送事業法等による許認可等があったものとみなすこととする。

また、都市における低炭素化を図るためには、公共交通の利用の促進や貨物の運送の合理化にとどまらず、自動車からのCO₂の排出抑制を進めることが重要であることから、低炭素まちづくり計画に自動車の運行に伴うCO₂の排出の抑制の促進に関する事項（電気自動車の充電インフラの整備に関すること、自動車の環境性能・エコドライブ等に関する情報提供に関する事項等を想定）を記載できることとし、当該事項を記載した市町村は、電気自動車に電気を供給するための施設の整備などの環境の整備、自動車の利用者等に対する情報の提供又は助言等を行うよう努めるものとしております。

条文など、詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000062.html

（４）「公共交通機関の乗継案内サービス説明会」を開催しました（北陸信越運輸局）

北陸信越地域においては、平成26年度末の北陸新幹線の金沢延伸を控え、首都圏をはじめ各地域との交流がますます盛んになるものと予想され、沿線各地域における交流拡大や観光振興のための取組みも急務となってきております。その取組みの一つとして、北陸信越運輸局及び北陸地方整備局においては、北陸信越地域においてバス等の2次交通に関する利用者への情報提供が十分ではない現状を踏まえ、複数の路線バス事業者同士や鉄道事業者との乗継を含めた経路検索がパソコンや携帯電話を用いて一括して可能となるための取組みを行うこととしました。

その第一歩として、新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県の路線バス事業者（コミュニティバスを運営する自治体を含む。）とコンテンツプロバイダとの連携のための説明会（＜第1回＞日時：1月23日（月）場所：石川県金沢市、＜第2回＞日時：2月9日（木）場所：新潟県上越市）を開催し、コンテンツプロバイダから、経路検索サービスの概要説明等を行っていただきました。

説明会に参加された皆様方からは、経路検索サービスにおけるバス情報提供にあたり路線バス事業者等の側に費用負担が発生しないことが魅力であるとの感想があったとともに、概要説明後の意見交換の時間においては、バス情報提供に関するアイデアや北陸新幹線金沢延伸を見据えた各団体の取組み状況等について、活発な意見交換が行われました。

また、説明会終了後、早速その場において、自らの運営するコミュニティバス情報を提供したいと、コンテンツプロバイダに対して具体的な相談を行っている市町村も見られました。さらに、本説明会の開催の様子をテレビ等において取り上げていただいたことから、バス情報提供について、皆様方により関心を持って

いただくきっかけともなりました。

今後は、年度頭等一定の区切りごとに、路線バス事業者等のコンテンツプロバイダへの情報提供の進捗状況を確認し、コンテンツプロバイダへ情報提供を行う路線バス事業者等が一定程度揃った段階で、プレスリリース等を行う予定にしております。北陸新幹線の金沢延伸等を契機としてさらなるバス情報提供を行うことにより、バス利用者の利便性の向上や圏外からの観光客の増加等の利用者の拡大を図ることで、首都圏をはじめとした各地域との交流拡大や観光振興につなげていきたいと考えております。

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 ([TEL:025-244-6118](tel:025-244-6118))

(5)「地域公共交通シンポジウム in 静岡」を開催しました(中部運輸局)

中部運輸局企画観光部、静岡運輸支局、土木学会土木計画学研究委員会の主催で、平成24年2月27日に静岡市において『多様な視点から「おでかけ」を考えよう』をテーマに地域公共交通シンポジウムを開催し、自治体担当者、交通事業者など160名の方にご参加いただきました。

中部運輸局企画観光部辻次長の開会の挨拶に始まり、国土交通省総合政策局公共交通政策部 石井参事官より「交通基本法案をめぐる状況について」というタイトルで、転換期にある交通政策、交通基本法に関する経緯等を説明し、交通基本法の制定の必要性について、基調講演を行いました。

続いて、全国からお集まり頂いた新進気鋭の若手研究者8名により、1人10分の持ち時間でご講義頂きました。

講義は、①交通事業者の厳しい経営状況や公共交通に乗らない状況に対して交通事業者や自治体はこれまでの「守ってもらえる」の常識を認識転換し「自から考え実行する」時代であること。②自治体の交通計画は「地域のニーズをつかむことが大切」であること。③顧客や利用者のニーズを満たすことを主体的に目指した「ニーズ充足型」の社会的要請が高まっていること。④福祉有償運送利用者の多くは公共交通機関で移動できる可能性が高く「バスとのサービスレベルの狭間を埋める交通手段」が必要であること。⑤複数市町村が連携して「広域的な取り組みで地域を元気」にすること。⑥「住民参画」による交通を通じた地域づくりの取り組みは「地域の活性化に繋がる」こと。⑦デマンド交通は万能ではないので「行政・事業者・地域の三位一体でお出かけを守る」こと。⑧公共交通活性化・再生の5カ条は「目的の明確化」(公共交通持続可能なまち・人づくり、地域環境対応手段)、「適材適所」(固定観念に縛られない)、「一所懸命」(地域の地域による地域のために)、「組織化」(場づくり)、「カイゼン」(失敗をおそれないこと)であるなど、それぞれの研究者の得意とするテーマについて、リレー方式にて行われました。

その後、「みんなで“創り・守り・育てる”公共交通」を参加者と共に多様な視点から考えるため、リレー講義の講師陣が、参加者から事前に寄せられた疑問・質問をテーマに、パネルディスカッションを繰り広げました。

なかでも「公共交通をドラマに例えると、第1幕の主演は交通事業者、第2幕の主演は行政、第3幕の主演は地域住民。さて、第4幕以降の主演はだれか？」という質問に対する講師陣からの「これからは関係者が集う協議会が主演になりうるのではないか」、「それぞれの立場で話す関係者の言葉をわかりやすく伝える翻訳家ではないか、その役割を学識者だけではなく、行政や地域公共交通に対して熱意をもった方々が積極的に担っていくことが重要である」との回答、助言が印象に残りました。

中部運輸局としても、地域公共交通の課題に取り組む方々を積極的にサポートし、シンポジウムの開催等、自治体や交通事業者の担当者の皆様と共に地域公共交通を考える場を今後とも提供していきたいと考えております。

ご参加いただいた講師の皆様のプロフィール等につきましては、以下のURLをご覧ください。

http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/info/pdf/23sizuoka_sinpo.pdf

(6) 交通実践セミナーin 山口の開催について (中国運輸局)

中国運輸局では、3月1日(木)に「交通実践セミナーin 山口」を山口市内で開催しました。

当セミナーは地方公共団体、交通事業者などの皆様方に対して、地域が抱える交通に関連する課題を解決するきっかけとしていただくことを目的として毎年開催しており、今回のセミナーは10月の広島市での開催に続き今年度2回目の開催となり、中国地方の地方公共団体、交通事業者などから多数の方にご参加いただきました。

今回のセミナーでは、「地域特性と交通サービスのあり方を考える」をキーワードに、都市部である広島市の藤井課長補佐と中山間地域の広島県安芸太田町の長尾主任から、それぞれの地域の特性に応じた生活交通確保に関するこれまでの取り組みについてご報告いただきました。

また、岡山大学大学院の橋本准教授からは「地域特性に即した交通体系をつくるための取り組み」と題してご講演いただきました。

開催後の参加者アンケートでは「交通基本法が早急に制定されることを期待している」といったご感想などのほか、次回のセミナーへのテーマのご提案を多数いただきました。

中国運輸局ではアンケート結果を踏まえ、今後のセミナーを一層、充実した内容としていくとともに、「頼りになる運輸局、必要とされる運輸局」を目指し、研修等の人材育成事業強化や各県での相談会、説明会開催など、地域の皆さんとともに課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

【当日行われた報告・講演】

○地域からの報告 1 広島市の地域生活交通に対する支援策について

広島市 道路交通局 都市交通部

公共交通計画担当課長補佐 藤井 伸朗 氏

○地域からの報告 2 安芸太田町における生活交通確保の取り組みについて

安芸太田町 地域づくり課 主任 長尾 航治 氏

○ 講 演 地域特性に即した交通体系をつくるための取り組み

岡山大学大学院 准教授 橋本 成仁 氏

なお、中国運輸局のホームページに、講師の方の配布資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kikaku/seminor20120301.html>

(7) (ご案内) 第33回総合的交通基盤整備連絡会議の開催について

《兵庫県姫路市にて平成24年5月31日開催、6月1日は現地視察会》

本会議は、総合的な交通施策に関し、都道府県及び政令指定都市との連絡調整を図り、各地方公共団体における総合交通関連の検討等を支援することを目的として開催するものです。

平成24年1月17日に、初の東京以外での開催として東日本大震災被災地である福島県郡山市にて開催した標記会議におけるご要望に応じて、平成24年度は年度末ではなく年度前半に開催することとしました。地方開催の評判を踏まえ、今回も続けて東京ではなく他の地域にて開催いたします。第33回は阪神・淡路大震災を克服すると共に、日本海から瀬戸内海・太平洋双方に面し、積雪寒冷地から中山間地、平野部、離島まで多様な地形を有する日本のへそ(標準子午線)兵庫県内において開催いたします。

具体的には姫路市にて平成24年5月31日(木)に連絡会議を、翌6月1日(金)には、現地視察を行う予定です。詳細の講演内容については調整中ですが、先行案内をさせていただきます。議事次第、現地視察などそれぞれ内容が決まりましたら、改めて情報提供させていただきます。

会議：第33回 総合的交通基盤整備連絡会議

開催日：平成24年5月31日（木） 13:30～18:00（予定）

場所：兵庫県姫路市 イーグレ姫路3階 あいめっせホール
（姫路駅北口徒歩10分）

<http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/shisetsu-annai/index.html>

参加者：都道府県、政令指定都市の担当課長等、希望される区市町村担当者

議事次第：検討・調整中

現地視察：翌6月1日（金）兵庫県内にて現地視察（予定・調整中）

標記会議におきましては、都道府県及び政令指定都市の交通関係の担当者のほか、希望される区市町村の担当者にも幅広くご出席頂きたいと考えています。標記会議へのご出席を希望される区市町村の担当者の方は、必要事項（区市町村名、部署・役職名、ご出席者名、1部、2部、現地視察それぞれの参加意向、電話番号、E-mail）をご記入の上、平成24年5月11日（金）までに、以下に示すE-mailアドレスまで（担当：野津）お送り下さい。追って確認のE-mailをお送り致します。

応募先E-mail：soukou@mlit.go.jp

※会場の都合上、出席の申込は先着順とさせていただきます。座席数は過去最大数（H23年度の倍）を確保しておりますが、希望者多数の場合、勝手ながら出席の申込をお断りする場合がありますので、予めご了承下さい。

（8）お願い

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto:kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

（配信先）

- ① 有識者 ② 近畿内府県庁 ③ 近畿内全市町村 ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
⑤ 船舶関係団体 ⑥ 鉄道関係団体 ⑦ ④～⑥の団体に所属していない交通事業者

□近畿運輸局のプレスリリース、最新情報はこちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

□近畿運輸局のホームページ「地域公共交通の確保・維持・改善」につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/index.htm>

■国土交通白書最新版（平成23年8月26日公表）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h22/hakusho/h23/pdfindex.html>

■国土交通白書（平成13年度～平成21年度版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>

■国土交通省各種白書（観光白書等）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000003.html>

